令和7年度

江戸川区立清新第一中学校

人権教育全体計画

人権に関する法令等

・日本国憲法

・教育基本法

・学習指導要領

・人権教育及び人権啓発の推進に関する基本計画

・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

・東京都人権施策推進指針

・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針

・人権教育の指導方法等の在り方について

・児童の権利に関する条約等

教育目標

〇自ら学び進んで働く生徒
〇心身ともに健康な生徒
〇自他を尊重して 協調性を発揮する生徒
〇社会に対する責任を自覚して 実践する生徒

人権教育の基本的考え方

・組織的・計画的な人権教育の育成

・指導内容の充実

・指導方法の工夫・改善

・人権教育の評価

人権教育目標

生徒一人ひとりが尊重される好ましい人間関係の育成

人権教育重点目標

・自分の大切さと共に他者の大切さを認める心情を育てる

・差別を見抜き、差別に立ち向かう意思を持った生徒の育成に努める

・一人ひとりが大切にされる集団づくりに努める。

学校教育の全ての分野における人権教育

生徒指導

・全教職員の共通理解をはかる。

・生徒の社会規範を育成する。

・問題行動の早期発見に努め、全校で指導する体制を整備する。

教育相談

互いの立場を考え、差別や偏見を見抜く力や人の痛みを共有できる心情を育てる。

進路指導

・一人ひとりの生徒を大切にし、生徒の持つ可能性の伸長をはかる。

・自分の希望する進路に向かって、粘り強く努力する態度を養う。

学年別人権教育目標

（第1学年）

・楽しい学級集団作り。

・相手の立場や気持ちを考えられる生徒を育成する。

（第2学年）

・中堅学年としての役割を自覚し、あらゆる活動で積極的に取り組もうとする態度を育てる。

・お互いの立場や心情を尊重し、豊かな人間関係を築くことができる。

（第3学年）

・自分の言葉や態度に責任を持ち、よりよい社会の一員としての自覚を養い、自らの個性を発揮する。

（特別支援学級）

・お互いの個性を認め尊重し、何事にも協力をして最後まで取り組む態度を育てる。
・自ら気づき、考え、行動する態度を育てる。

学級経営

お互いに思いやりのある心を育てる学級づくり

教職員の研修

・校内研修を計画的に進めていく。

・人権教育プログラムを活用し、様々な人権問題についての認識を深める。

教科・領域の人権教育の目標

（各教科）

・人権尊重の精神に徹した生徒主体の分かる授業を実践する。

・相手の立場にたって発言や発表を聞く。

・好ましい仲間意識、連帯感を育てる。

（道徳）

・人権尊重の精神を貫き、日常生活に存在する差別に気づき、それを許さない態度と解決しようとする実践力を育てる。

（特別活動）

・人権を尊重し差別解消の実践力を育てる。

・お互いに相手を尊重し、自分の言動に責任を持つ生徒を育てる。

（総合的な学習）

・自分の興味関心に基づく学習を通して、好ましい人間関係を育てる。